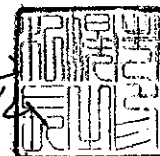


札幌市地区集会所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 1 2 月 11 日

札幌市長

秋 元 克 本



札幌市条例第 56 号

札幌市地区集会所条例の一部を改正する条例

札幌市地区集会所条例（昭和 2 5 年条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

別表 2 中

450 円	600 円	700 円	1,400 円
1,400 円	1,700 円	1,900 円	4,500 円
2,300 円	2,900 円	3,300 円	7,400 円

を

「

500 円	650 円	750 円	1,700 円
1,500 円	1,900 円	2,300 円	5,000 円
2,600 円	3,200 円	3,900 円	8,400 円

に改め、同表備

考 2 中「当り」を「当たり」に改め、同表備考 4 中「徴する」を「徴収する」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の別表 2 に規定する使用料の徴収は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 改正後の別表 2 の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。